

III 研究ノート III

労働契約の基本的諸問題 —法と政策との関連において—(一)

柳 澤 旭

目次

一 はじめに—本稿の問題意識

二 賃労働と労働契約

- (一) 賃労働の理論について
- (二) 労働力商品とその特殊性
- (三) 労働力商品交換の特殊性
- (四) 労働力商品交換と契約(以上, 本号)

三 労働契約の法的把握

- (一) 問題視角
- (二) 労働力の売買説について
- (三) 労働力の賃貸借説について
- (四) 法構成についての問題点
- (五) 民法と労働法における労働契約のとらえ方
- (六) 労働契約における人的要素—労働力商品の特殊性と法イデオロギーの交錯

四 従属労働論と労働契約

- (一) 従属労働論の現状

- (二) 従属労働論の現代的意味
- (三) 実用法学と従属労働論
- (四) 従属労働概念による雇用契約と労働契約の峻別の問題点
- (五) 従属労働論の展望—まとめ

五 社会法概念の検討と社会法における労働契約の位置づけ

- (一) 検討視角
- (二) 沼田理論における社会法概念
- (三) 渡辺理論における社会法概念
- (四) 今日における社会法概念の問題
- (五) 社会法概念についての私見と労働契約の位置づけ

六 むすび—労働契約法論への展望

一 序論—本稿の問題意識

労働契約とは一つの歴史的な概念である。それは、資本主義社会の成立とともに確立された概念であり、この概念は単なる観念的所産としてではなく、資本主義社会においては制度的裏付けをもったものとして存在する。制度的裏付けとは、一つには経済制度上のものであり、他は法律制度上のものである。この二つのものは相互に密接不可分離に交錯し、両者の統合として労働契約はその十全な意義と社会的機能（経済的ならびに法的なそれを含んだ）を与えられることになろう。したがって、労働契約の検討（労働契約論＝労働契約の社会科学的究明）は経済的なものと法律的なものとの総合的な把握の上に打ち立てられなければ、労働契約のもつ社会的意義は一面的にしか捉えきれないものであり、批判をまぬがれないであろう。労働契約なる観念は、必ずしも法律学上の独占物ではなく、むしろ、その起源は経済学上のもので

あったのであり、労働契約の研究はこの二つの研究分野の成果の摂取を通してなされなければならない。

右のことを念頭におきつつも、本稿では、ひとまず両者（経済学的アプローチと法律学的アプローチ）を区別して出発することにした。しかし、このことは、両者のアプローチによる把握を機械的に分離することを意味するものではない。

本稿の目的は、あくまで労働契約の社会経済的構造と法的構造の関連を追究することにある。かかる関連構造の正確な把握を前提として、労働契約の法的構造も明らかにされることになると思われる。わが国の労働法学においては労働契約論は労働法学の基本問題の一つとして、さまざまなアプローチによる検討がなされてきたし現在も行われている。労働契約論の展開状況をわが国の労働法学界にみるかぎり、筆者にとってその華々しい論争にもかかわらず、論者の労働契約理論の基礎にある諸概念の使い方、理解の仕方に多くの疑問を禁じ得ない。例えば、労働力、労働者、労働、従属労働、賃労働、身分的要素、等々のどれ一つをとっても十分に納得できないものを感じる。これらの労働契約論を成り立たしめていると考えられる諸概念の各論者による多義的使い方が、そのまま理論的な対立と混乱をもたらしている一因といってもよい。あるいは、問題は、理論的対立、論争といったレベル以前の各論者の諸概念の使い方や理解についての方法論的反省を伴わない研究態度にあるのはなかろうか。そうであるとすれば、問題は、理論的対立や論争以前の論争を論争たらしめる「土俵設定」の問題のようにも思われる。自らが恣意的に設定した「土俵」をもって、他の「土俵」で論議している者をも引き込もうとするならば、そこにはともに了解し得る共通の土俵＝用いる概念（用語）についての相互了解が必要とされることはいうまでもあるまい。かかる相互了解を欠いた論争は生産的である以前に論争たり得ないことについても同様である。このことの具体的検討については本論中で検討するとして、筆者にとって特に疑問となる点を筆者なりの問題意識として最初に提示しておくことによって本稿の意図をより明確にしておこう。

一、一体、労働契約論に限らず労働法学で用いる諸概念について、それが労働法学に固有なものとして使用されている場合はよいとして、それが他の社会諸科学で用いられるのと同様の用語、概念を使用する場合に、どこまで他の分野での論議を正確に把握しているのか否か。あるいは、労働法学に固有のものとして用いるのであれば、それをどこまで厳密に規定(=限定)して用いているのであろうか、このことが明確でないように思われる。

一、労働契約論を論じるに際して、必ず問題となるといってよい「雇用契約」と「労働契約」との関連について、本質的な差異と同一性とかを論じることが多い。その場合にいうところの「本質」なるものの意味内容がきわめて多義的かつあいまいであり、かなりのニュアンスを持ったものとして使われている。そうあれば、「本質的な・・・云々」ということの意味は何なのかが問われなければならないであろう。この点も明確ではない。

一、上の点と関連して雇用契約を労働契約との区別を「従属労働」ないし「労働の従属生」に求める一般的な傾向がある。ところが、そこにいう従属労働あるいは労働の従属性なるものの意味内容とかかる概念を何のために如何なる目的のために使用するのか、という最も基本的な点ではっきりしていないように思われる。労働契約論に限らず従属労働概念は労働法学のキーワードともされていることとあいまって、その用い方の不明確さは現在に至るもかわらないように思われてならない。労働契約論に限ってみても、従属労働論は全く相反する意味をもって使われていることもある。例えば、雇用契約と労働契約を区別する概念として用いる場合のそれと、両契約を区別しないためにも、むしろその同一性を導き出すためにも用いられる場合の「従属労働」論がある。両契約を区別するためにも、あるいは全く逆にその同一性を導き出すためにも使用される同じ「従属労働」という概念とは如何なるものとして捉えることができるのか、ということが一つの大きな疑問点である。

一 労働契約の基礎理論における対立ないし論争も先にみたごとく必ずしも論争といえるかどうかということの検討は、本論にゆづるとして、基礎理論的対立とみられるものも法解釈学ないし実用法学的レベルでは、その対立が

いつの間にか解消し一致することが少なくない。問題は一致することにあるのではない。基礎理論とそれを実用法学上の解釈に迄どこまで矛盾なく一貫させているかにある。基礎理論は基礎理論として、実用法学はあくまでプロ・レイバーという観点から一種の戦術的視点で構成するといった使い分けがなされているのではないか、という疑問が湧く。かかる使い分けを自覚していればそれなりに二元論的構成は理解できないでもないが、それが無自覚であるときには、きわめて危険であるといえよう。状況にあわせた場当たりの解釈論の持つ問題性と危険性については多くを語る必要もないであろう。それが論者の持つ主観的意図と如何に反して機能するかを、社会的現実のうちに把握すれば十分である。労働契約論の基礎理論的把握と労働契約にかかわる法解釈的理論構成との関連が、あらためて問われなければならないように思われる。

一 以上のことと関連してであるが、雇用契約と労働契約を厳しく区別する論者が、法解釈という実用法学レベルで労働契約にかかわる問題（例えば、配転、出向、解雇等）を論じる場合に民法の「雇用」規定を用いて問題を解決しようとするの意味が問われなければならないであろう。いかなる形で両契約の区別と区別してははずの民法の規定が矛盾なく援用されているのか筆者には疑問に思えるからである。

以上に述べた筆者の「疑問」はそのまま「問題意識」として存在するものであり、それは帰着するところは、労働契約の基礎概念の従来学説理論を成り立たしめているところを批判的に検討し、問題の所在を明らかにするところにある。かかる作業を行うことなしには、労働契約の基礎理論は構築不可能であろう。

以上に述べたような問題意識をもって以下の如き考察を行う。

まずはじめに、資本主義社会における「労働」の在り方を考察する。それは労働契約が対象とする「労働」あるいは「労働者」とは如何なるものであるのかを特殊歴史的社會たる資本主義社会のうちに把握することを意味するであろう。次に、資本主義社会において労働がとる形態としての「賃労働」

というものを国家法は如何に把握し、規制しようとしているのかを検討する。賃労働に対する法規制とは、とりもなおさず労働主体たる労働者に対する規制でもある。従ってここでは、国家の政策としての労働政策とその具体化としての労働立法により労働者は如何に把握され規制されているのかを検討することにもなる。

以上のこととの関連において、資本主義法たる「民法」と「労働法」とにおける「労働」ないし「労働者」の規範論理構造が、ある程度明確になるものと思われる。

最後に、労働契約論の具体的展開への展望と併せて、社会法概念を検討する。今日、社会法概念に対して様々な批判や疑問が提起されており、それに対する労働法学の対応は必ずしも明確ではない現状をみるとき、社会法概念を筆者なりに再検討しておくことの意味はあると思われる。社会科学的批判に耐えうる社会法概念とは如何なるものであるのか、ということにつき筆者なりの把握を提示してみることにする。その上で、労働契約を社会法の中に位置づけることにしたい。労働契約の社会法における位置づけをいう本稿における最後の課題は、労働契約論の社会法における存在意義の検討ということにもなる。

.....

* (本稿は「労働契約の基本的諸問題」として、労働契約の「基礎的」問題を筆者なりに検討したものである。執筆時期は、1976 (昭和51) 年1月であり、200字原稿用紙、約1千枚の手書きの未公表の論考である。筆者にとって労働法理論を検討する上での「原点」ともいえるものであり、現段階において今日的視点からの再検討、修正を行う必要もあるが、再検討の対象として、あえてそのまま掲載・公表することにした。)

.....

註

(1) ここに「制度」というものが持つ意味は、次のようなものである。制度というものは単なるイデオロギー的存在あるいは観念上の構築物としての存在にとどまるものではなく、その構造が一定の合理性を持った客観的なものとして存在することによって、人々の

生活態度や行為を強制する現実的な存在である。これを具体的な社会的事実としての制度と云うるのである。しかし、制度というものは、反面においてフィクショナルなものであり、それ自体、抽象的な観念的な目的と化すことも看過されてはならない。本稿における労働契約の存在が制度的裏付けを持つということの意味は、主として前者の意味においてであるが、労働契約というものの存在が社会経済上ならびに法律上のメカニズムを構成する不可欠の道具としての現実的意味を持たされてくると、それ自体フィクショナルなものとして現実性を失うという、制度の持つ宿命のようなものから免れることはできない。労働契約の持つ現実性をその法的道具としてのフィクショナルな存在という両者の関連を正しく把握することは、労働契約論にとっては重要である。

法律制度というものを通してわが国の近代思想を「制度」を中核として論じたものとしては、中村雄二郎「近代日本における制度と思想—明治法思想史研究序説—」参照。本書は「制度」の持つ意味を考えるのに有益である。とくに、制度一般の意味について前掲書11—31頁参照。

(2)「元来労働契約と云ふ名称も、近代資本制社会における資本と労働との契約的結合関係について経済学者が之を用いたものであった。」菊池勇夫「労働契約の本質—その社会法的性質について—」九州帝国大学法文学部十周年記念法学論文集(1937年)985頁。

.....

二 賃労働と労働契約

(一) 賃労働の理論

労働契約の法構造を把握するに際して、労働契約が資本主義社会においても役割を正確にとらえることが不可欠に前提である。そのためには、労働契約を社会経済的構造のうちに考察することが必要である。労働契約を経済学的分析の範囲内で論じ、それを法学的に翻訳して、労働契約に特殊労働的理念としての生存権理論を付与して法解釈に役立てようとするだけでは、労働契約の把握は、法学的にも十分でないと思われる。

労働法学において、経済学、ことに「資本論」の経済学を取り込んで、経済学的範疇を法理のなかに導入して論理を構成することは一般的に行われて

いる。かかる場合の論理構成にみられることは、徹底した客観主義的把握—資本の論理—と、法解釈の世界における徹底した主観主義的把握—労働者の人間としての尊厳の調の論理—とが同居しているということである。かかる論理構造は果たしていかなる形で統一されているのであろうか。資本主義社会における労働者の疎外という現象を客観的に把握することと、労働者の人間的回復、人格の尊厳を強調することの論理は労働法学のうちにおいて、いかなる論理構造をもって把握されているのであろうか。「資本論」における「物象化」の世界と、現象レベルに即した、人と人との「意思関係」を対象とする法の世界の論理を媒介するものは何であらうか。労働契約の出発点におかれるのは、かかる問題である。

労働契約の法的把握に通じる前提としての社会経済的考察において、その中心におかれるものは、労働力商品なのか、それとも労働者という人格あるいは具体的人間なのであろうか。それは両者のいずれかではないが、両者のいずれとも包摂する「賃労働」範疇である。

賃労働とは何か。この問題は、労働問題研究において「社会政策」から「労働経済論」へという流れ（研究動向の変化）の中にあって、労働問題研究の枠組み（分析理論）として提唱されてきたものである⁽¹⁾。それでは、そこにいう「分析理論」としての「賃労働」の理論とはいかなるものであるか、について概観しておこう⁽²⁾。「賃労働の理論」の提唱者たる隅谷氏の問題意識は、労働問題の分析理論を構想しようとするものであり、何を分析の「端緒」＝基礎範疇とするかにある。従来の伝統的な労働問題研究が「社会政策論」として展開され、その場合に理論の基軸におかれてきたのは、経済学の基礎的カテゴリーたる「労働力」商品であった（大河内理論）⁽³⁾。かかる理論においては、人格としての労働者、人間としての労働者は捨象される。しかし、そこにおいて捨象される人格としての労働者を直接に研究対象として引き入れる方法は、ドイツ社会政策学派（＝歴史学派）以来の伝統であり、それは、労働問題の科学的研究たりえないとして、すでに「労働力の保全の理論」（大河内理論）によって批判克服されており⁽⁴⁾、従って労働者を直接

研究対象に引き入れることはできない。そこで、新たに「労働力商品」としての側面と、「労働者」としての側面をもった両者の統一として、「賃労働」という範疇を積極的に理論化しようとする試みがなされるようになった。

「賃労働」を一般的に規定するならば、自由な労働者が、自己の労働力を商品として時間ぎめで譲渡、販売するということにおいて規定される「労働」である、といえよう。労働者が、販売しうる唯一の商品である労働力は、この商品の所有主体たる労働者と不可分に結合している。この点が他の一般商品と異なる基本的特質であり、労働力商品の販売において売買されるのは「労働力」であって「労働者」ではないにもかかわらず、労働者は売り手としての主体でありながら、買い手に売り渡した「労働力」を一身のうちにもつ。したがって、労働力商品は、商品所有主体としての労働者と不可分離的存在であるという事実によって、労働力の売買をめぐる問題は、経済学の問題にとどまらず、人間としての労働者の生活にかかわる問題でもある。このように、賃労働は労働力の面と労働者の面とをもったものとして把握されることになる。すなわち、労働力という商品自体の特殊性を、販売者たる労働者という人間存在との関連において矛盾・対抗の関係をもったものとして、資本主義社会における「賃労働」はとらえられなければならない。

以上のように構想された「賃労働」範疇は、労働力視点にたつ「資本の論理」であり「より現実に接近する上向的な段階における理論」として規定され、労働問題の分析にとっての基礎範疇として構想され具体的次元での有効性を検証されるべき理論（＝仮説）としての意味をもつとあってよいであろう。賃労働の理論を基軸とした労働問題の分析は、「労働力の販売過程としての労働市場」にはじまり、「労働力の消費過程としての労働過程」、「労働力の再生産過程としての労働者の生活過程」という順序で行われ、最後に、賃労働の矛盾を解決するものとして「労働組合」、「社会政策」の分析をもって終わるものとして体系的に展開されることになる⁽⁵⁾。かかるものとして構想された「賃労働の理論」は、労働問題の分析理論として構想されたものではあるが、労働問題へのアプローチは、経済学、法学、政治学、社会学等の

隣接分野からもなされるものである。その意味では、賃労働の理論は「経済学的範囲をこえるもの」⁽⁶⁾であり、労働問題にアプローチする隣接分野にとっても、その理論の有効性が試されるべきものとして存在する。

隅谷氏は、賃労働をめぐる研究に当たって、自己の視点を「総合科学というような方法をとらず、経済学の領域でこれを考察、分析する」ことに限定する⁽⁷⁾。限定することの意味は、単なる「労働」ではなく、「賃労働」というカテゴリーを問題にする場合に「それはすぐれて経済学の領域の問題」⁽⁸⁾であることによる。賃労働の理論を基軸として労働問題分析を具体的に展開した「労働経済論」の体系化が、その視野を「経済学の領域」に限定し、「労資関係」ではなく、「資本制体制の一構成要素」として「現実の労働力の取引として現象している」ものを「労使関係」としてとらえるものである限り、隅谷氏の体系は「開かれた体系としてではなく、閉ざされた体系として」⁽⁹⁾「経済学の範囲で自己完結的」であるといえよう⁽⁹⁾。しかし、隅谷氏は、「賃労働という社会的存在は、経済学だけが専有する対象ではない」として他の隣接分野が対象ともしうることを否定するものではない⁽¹⁰⁾。賃労働の理論を基軸とした労働問題の研究が狭義の経済学的範囲を越えることを認めつつも、その展開としての「労働経済論」が、広義の経済学としての政治経済学 (political economy) の方法をとることにひとまず限定されているといえよう。このような限定をした上での体系化を「閉ざされた体系」としてとらえるか、それとも「開かれた体系」たり得るかは、氏の限定した「経済学の領域」を越えた分野からのアプローチにとって、ここにいう賃労働の理論がどれだけ有効性をもったものとして、批判的に摂取しうるかという隣接分野の課題であるといえよう。隅谷氏の体系とそれを支える賃労働の理論が、いかにその限定された視野を越えて、開かれたものとなり得るか、という隣接諸科学からの内在的検討こそが、まさに問われているのあり、その意味では、経済学の領域に限定したことがただちに「閉ざされた体系」として批判されるべきものでもないであろう。問題は、かかる体系をいかに開かれたものとして摂取しうるかにあるといえよう。

隅谷氏の賃労働の理論に対して、当初から同じ分野からさまざまな批判が加えられ、今日においても批判は多いが、今日の理論は単なる批判と異なり、隅谷氏の理論に対して自らの理論を新たに展開するという積極的なものを含んでいるといえよう⁽¹¹⁾。しかし、自らの賃労働の理論により体系的に問題を具体的に展開したものは、まだ限られているといえよう。隅谷氏の賃労働の理論に対する批判をも含めた賃労働の理論の検討を行うことは本稿のないうところではないが、労働法学における労働契約論にとって賃労働の理論はいかなる意味をもつのであろうか。

労働法学において、労働契約の問題は基本的な問題として当初から問題とされ、今日においても、それが労働法学においてもつ意義は理論的にも実践的（法解釈学的）にも重要な課題としてあるといえよう。また、労働契約の問題はそれが持つ社会経済的問題との関連を抜きには行い得ないものであり、その意味においても賃労働の理論は労働契約を論じる上で重要なものといえよう。賃労働は商品としての労働力と、労働力の販売者である労働者との統一においてとらえられるものであった。

このようなものとして設定された賃労働を基軸として労働経済論の展開は、まず最初の過程として「労働市場」が問題となる。労働経済論は、賃労働の再生産の全過程を分析対象とすることから、労働市場論は、賃労働の再生産過程のうちに位置づけられて考察される。労働市場は、労働力商品の取引をめぐる売り手と買い手の諸関係である。「労働力の取引に関する契約は、社会的には労働者の商品交換という形をとる。このように経済的關係が同時に社会的關係と結びつき、しかも社会的關係がむしろ実体的な關係をなしているところに賃労働の特質がある」⁽¹²⁾。社会關係としての労働者の商品交換と関連する賃労働の特質とは何か、それは労働力商品の特殊性に求められる。

労働力は、その生産者であり販売者である労働者と不可分離であることから、労働力が売られて買い手のもとで使用されるということは、労働者が雇主のもとで働くということである。その場合、通常の商品は、いったん売られた以上、それがどのように使用されるかは、売り手の関与することではな

く、引き渡されたあとの使用の仕方は「取引契約の内容とはなりえない」。ところが、労働力の場合には事情が異なる。売られた労働力がどのように使用されるかは、労働者という人間存在を規定するものであり、労働者にとっては基本的な問題となり、労働力の取引についての具体的諸条件すなわち「労働条件」が重大な関心とならざるを得ない⁽¹³⁾。労働力の消費、すなわち使用は、生産過程ないし労働過程の問題であり、労働市場の問題ではないといえるが、「労働過程における労働の使用に関する基本条件、たとえば、賃金や労働時間などは市場における取引の条件となっているという意味では、「労働の使用」も労働市場論のなかで考察することができる⁽¹⁴⁾ともいえよう。労働契約を賃労働の再生産の過程のうち如何に位置づけるかという問題を含め、このように、労働契約を労働市場のうちにおいてとらえることの当否については、最後に検討を行うことにしたい。

ところで、以上みてきた賃労働の理論は、なんらかの意味においてマルクス経済学の理論とに関して論じられてきたものである。隅谷氏は、「資本論」における賃労働ということについて、そこにおいては「賃労働は労働力が商品として取引されるという社会的性格を帯びた労働の一形態である、という規定以上には出ていない」とし、「賃労働についていえば、「資本論」はもっぱら労働力を分析の対象」としている⁽¹⁵⁾ととらえる。隅谷氏のいう賃労働は労働力商品と労働者との統一として「労働力より具体的次元の範疇」であった。「資本論」と賃労働についての上のようなとらえ方については、多くの批判がある。これらの批判やそれについての問題点についての検討は本稿のないうところではないが、ただ次のことについては注意しておこう。隅谷氏が「「資本論」のなかに賃労働の理論を求めるのは、所詮無理ではないか」ということは、「資本論」に賃労働分析の手がかりがないということの意味するものではない。「資本論」の第一部、ことに「労働力の買いと売り」や「労働過程」の節では、「労働者が労働力の売り手として、あるいは労働の担い手として、正面から考察の対象となっている。そしてここでは賃労働にとってもかなり重要なことが分析されている」ことを認め、隅谷氏のいうところ

の賃労働という視点からそれらを整理し理論構成のうちに取り入れる⁽¹⁶⁾。具体的次元での分析の理論となる賃労働の範疇も、結局のところ、その特殊性の淵源は、労働力商品の分析に求められることになる。

註

(1) 社会政策から労働経済論へ、という労働問題の研究方法をめぐっての問題状況については、徳永重良「労働問題と社会政策論」123頁以下参照。

(2) 以下では、労働問題研究の方法的わく組として「賃労働の理論」をはじめて理論化したといえる隅谷三喜男氏の理論を私なりにまとめたものである。参照した文献は次のものである。「賃労働の理論について」「経済学論集」23巻1号、「労働経済論」(筑摩書房)「労働問題研究の基本的視角—賃労働の理論をめぐって—」「思想」600号。

(3) 大河内一男「労働保護立法の理論に就いて」同「社会政策の基本問題」(増訂版)所収、同「社会政策(総論)」, 同「社会政策原理」, 大河内氏がいわゆる労働力保全の理論を打ち立てたのは、「労働保護立法の理論に就いて」の論文である。

(4) 大河内「社会政策論の史的発展」所収「概念構成を通じてみた社会政策の発展」。

(5) 隅谷「労働経済論」44頁以下。

(6) 藤田若雄「労働問題入門」10頁。

(7) 隅谷前掲書44頁。

(8) 隅谷前掲書44頁。

(9) 徳永前掲書140頁。

(10) 隅谷前掲書44頁。

(11) 荒又重雄「賃労働の理論」, 同「価値法則と賃労働—賃労働研究序説—」, 村串仁三郎「賃労働原論」, 同「賃労働の根本問題」, 岸本英太郎「賃労働の一般の理論」『経済学論叢』10巻2.3号, 坂口正之「賃労働理論の再構成のための方法(序論)」『経済学雑誌』66巻4号。これらの批判に対する反批判として隅谷前掲思想600号論文参照。

(12) (13) 隅谷前掲書35頁。

(14) 隅谷同書45-46頁。

(15) 隅谷「講座労働経済1 日本の労働市場」所収論文316頁。

(16) 隅谷前掲「思想」論文5-6頁。

(二) 労働力商品とその特殊性

「労働」(labor)という言葉は、多義的であり、(1)労働そのもの(仕事)、(2)労働力(labor power)ないし労働のサービス・用役(labor service)、(3)労働者、(4)労働者の集合体としての労働者階級ない労働組合、といった概念が含まれている⁽¹⁾。かかる多義的な意味をもった「労働」(labor)という概念を、経済学の分析対象(基礎範疇)として「労働力」(Arbeitskraft)という概念を厳密に規定したのは、マルクスであった⁽²⁾。

「商品としての労働力とその使用価値の実現過程としての労働を区別したところに、マルクスの経済理論の出発点がおかれている。労働力が商品として、労働や労働者から概念的に区別されたということは、資本主義社会において売買されるのは商品＝労働力であって、奴隷社会のように、人間存在＝労働者ではない、という事実関係を明確にした点で、きわめて重要な発展であった。」⁽³⁾。労働力は商品として生産されたものではない。労働能力としての労働力は社会的生産の種々の歴史的形態(原始共産制、奴隷制、農奴制、賃金労働制等)のいかにかわらわず、人間という類にそなわっている人間の本質的属性の一つである。

労働力とは、「一人の人間の肉体(Leiblichkeit)すなわち、人間の生ける人格(Personlichkeit)の中であって、何らかの種類の使用価値を生産する場合に、人間が活動させる肉体的、精神的能力の総体(Inbegriff)」⁽⁴⁾である。労働の社会的形態としての「賃労働」(Lohnarbeit)が普遍化し支配的になるのは、本来商品ではない労働力が商品としての形態を与えられ、資本による全社会的生産が把握される資本主義社会に特有な現象である。「賃労働」とは、労働力が商品化され、労働力商品が貨幣資本と交換され、可変資本として機能するときに労働がとる形態であり、「産業資本」が歴史的に確立することにより支配的となる。労働力が商品化したのは、労働者と生産手段の分

離が、「賃労働と資本との関係で完全なものとしてはじめて措定されるような分離」⁽⁵⁾として進行した歴史的過程の結果である。「資本主義時代を特徴づけるものは、労働力が労働者自身にとっては彼に属する商品の形態をとり、したがって彼の労働が賃労働の形態をとる、ということである。他方では、この瞬間から初めて、労働生産物の商品形態が一般化される」⁽⁶⁾。労働力商品を、他の一般商品に照らしてみると、商品とは使用価値と交換価値との統一物であり、労働力商品も一般商品と同じように両者の統一物として実存し、商品の一般的規定性を満足させる実在である⁽⁷⁾。

しかし、一般商品との同一性はここまでであり、労働力という商品は特殊な商品である。労働力商品の特殊性について、経済学、労働経済学等において解明されているが、必ずしも定説があるわけではない⁽⁸⁾。ここでは、「労働契約と法」との問題を考察する上において必要な限りでその特殊性をみておこう⁽⁹⁾。

(一) 労働力というものが生身の労働者（人格）と不可分であり、人間主体から切り離すことができない。「赤いハートをもった商品」である。

(二) 土地とともに労働力はいずれも「生産されない」生産要素であり、本源的（primary）生産要素である。

(三) 労働力の使用価値そのものが価値の源泉であり、その消費が同時に価値創造をおこなうという他の商品にはない独特な性質をもつ。

(四) 労働力は、本来商品ではないにもかかわらず、商品化させられているという意味で労働力商品は「強制された商品」である。このことは、労働者は、無産者であるが故に、労働力の売り惜しみをすることができず、生きるためには常に売り続けねばならない商品として、本質的に「不利な商品」であり、「窮迫販売」、「投げ売り」が強いられることを意味する。

これらの特殊性のうちに「何を基本的なものとみるか」⁽¹⁰⁾といえは、やはり、何よりも労働力商品が人間主体から切り離すことができないものである、という特殊性であろう。この労働力商品の基本的特質から、さらに具体的には次の特殊性があげられよう。

(一) 労働サービスとその「私的」所有者である生身の人間とが不可分であり、労働力の売買が単なる売買関係にとどまらない。

(二) 普通の商品における交換は、一般に所有権の移動を伴う「売り切り」なのであるが、労働力の販売・貨幣との交換は、その一時的使用权の「切り売り」「賃貸し」となる。

(三) 労賃が払われるだけが関心なのではなくその使用のされ方が大きな問題となる。労働諸条件が重大な関心の対象となるゆえんである。

(四) 労働はまず何よりも、生計の途であるが、同時に人生の多くを占める場、衝突と献身、希望と屈辱の場でもある。

(五) 労働力はきわめて差別されやすい性質をもっている。労働力商品ほど同一品質であっても差別化が容易におこなわれる商品はない。資本の論理が「分断と差別」であるのに対応して、労働の論理が「団結と平等」とならねばならないゆえんである。

(六) 労働力の場合、消費（経験）によってその質（熟練、技能、知識、能率等）が向上していくという面をもっている。

(七) 労働力は普通の財貨にくらべて移動が困難である。

(八) 労働力の育成と訓練には特に長時間が必要とされ、育成・訓練の結果としての収穫（return）が遅い。

(九) 労働力は故障しやすく、また労働可能年数（労働寿命）と身体的寿命とが違う。

.....

註

(1) 隅谷三喜男「労働経済論」13頁。

(2) K. Marx, Lohnarbeit und Kapital, Diez Kerlag, 1970. ss. 12-15. 「賃労働と資本」国民文庫版・17頁以下。

(3) 隅谷前掲書17頁。

(4) K. Marx, Das Kapital, Diez Kerlag, 1974, s.181.邦訳「資本論I」長谷部文雄訳・青木書店315頁、向坂逸郎訳・岩波書店217頁（以下邦訳について青木書店版は（青）、岩波書店

版は(岩)と略す)。「労働力」概念についての「資本論」の訳語について、筆宝康之「賃労働の課題と根本問題」吉武編「社会政策学の現代的課題」352頁以下参照。

(5) マルクス「経済学批判要綱」高木幸二郎監訳423頁, Kapital, I, s. 742 (青) 1094頁, (岩) 896頁。

(6) Das Kapital, I, s. 181. (青) 319頁, (岩) 221頁。

(7) 荒又重雄「賃労働の理論」10頁。

(8) 労働力商品の特殊性について以下の文献参照。宇野弘蔵「マルクス経済学原理論の研究」所収「労働力の価値と価格—労働力商品の特殊性について—」, 梅本克己「労働力商品の特殊性」『思想』527号, 同「商品としての労働力とその矛盾」『思想』553号, 小川登「特殊な商品としての労働力」岸本還暦記念「労使関係の論理と展開」所収。

(9) 以下は, 小川前掲論文によった。

(10) 梅本前掲「思想」525号35頁。

.....

(三) 労働力商品交換の特殊性

労働力という特殊な商品の売買は, 貨幣の資本への転化の前提条件であり, 資本の生産過程の歴史的かつ論理的前提である⁽¹⁾。貨幣を資本に転化するために貨幣所有者は, 労働市場において価値増殖の源泉である労働力を, 商品として購入しなければならない。商品交換を基礎とする資本主義社会においては, 他人の労働の取得は, 労働力を商品形態において購入するという方法をとる⁽²⁾。労働力商品の自由な売買, 資本家の貨幣と労働者の労働力の自由な交換関係が行われるためには, 次の条件が充たされなければならない。それは, 二重の意味での自由な労働者が社会的に存在しているということである⁽³⁾。すなわち, 労働者が自己の労働力の自由な所有主体となり, 人格的に自由な労働者であることと, 他方では, 労働者は生産手段を有しないために自己の労働力を商品化しなければ生きてゆけないという意味で, 生産手段から自由な労働者が, 社会的に存在していることである。労働市場における労働者と貨幣所有者との関係は, 労働力商品が商品としての一般的規定を満足

させるものであり限り、労働力「商品」と貨幣との交換としてあらわれるが、労働力商品の特殊性からその交換にも特殊性がみられる。特殊な商品としての労働力は、労働者の人格と不可分離であるがゆえに、労働力の使用価値は、労働力の売買契約（労働契約）の成立によってただちに買い手のものとはならない⁽⁴⁾。労働力の使用価値が、現実的にも購買者の手に移るのは、労働者の労働力の発現としての労働においてであり、購買者たる資本家が価値増殖を行うため労働者を働かせるときである。一般の商品交換では、購買者と販売者は契約によって商品交換を完了するのであるが、労働力商品の売買契約についてみるならば、特殊な商品としての労働力は、労働者の資質として存在しているため、契約の締結によって労働力の使用価値は購買者の手に移行していない。現実には、貨幣と労働力の交換は終わっていないのである。商品交換契約だけで交換が終わらないこと、貨幣と労働力商品交換の二つの過程への分離が、労働力商品交換すなわち交換過程の特殊性である。

労働力商品の売買すなわち交換過程は、第一の過程として労働力の売買契約、労働力の「形式的譲渡」であり、第二の過程は、労働力の「現実的引き渡し」である。このように、労働力の使用価値の「形式的譲渡」と「現実的引き渡し」とが、時間的ずれをもった二つの過程に分離している⁽⁵⁾。労働力商品の交換過程の第一段階としての労働力の使用価値の形式的譲渡は、労働力の販売者である労働者と労働力の購買者である貨幣所有者との売買契約（労働契約）として行われる⁽⁶⁾。しかし「労働力というこの独自の本性は、購買者と販売者との間の契約の締結によっては労働力の使用価値がまだ現実には購買者の手に移行していない」⁽⁷⁾。「資本家と労働者の交換関係は、流通過程に属する仮象にすぎぬもの・内容そのものとは無縁であって内容を神秘化するにすぎない単なる形式となる。労働力のたえざる売買は形式である」⁽⁸⁾。

労働力商品の交換価値がいかなる「内容」をもつかは、第二の過程、すなわち売買契約にもとづいて獲得した労働力の使用権を行使する過程の分析によってあきらかになる。かかる過程は、労働力の消費過程であり、「同時に、

商品の及び剰余価値の生産過程」である⁽⁹⁾。生産過程は使用価値の生産としては、社会形態にかかわりない一般的な「労働過程」であるが、労働過程が資本家による労働力の消費過程として行われる時には、それは異なった様相を呈するところの「二つの特有な現象」としてあらわれる⁽¹⁰⁾。

労働力商品の売買契約による労働力の使用権の現実的引き渡しは、資本家のもとで労働者が労働することであった。そこでは、「労働者は、彼の労働の帰属者たる資本家の統制のもとで労働」を行う⁽¹¹⁾。指揮・監督の機能は資本の機能となる。「流通部面の外で行われる」「隠れた生産の場」⁽¹²⁾においては、資本家と労働者との間に支配従属の関係が必然的に生じる。さらに、労働力の使用価値は、すでに売買契約により形式的に譲渡したことから、それは生産の場にはいると同時に現実的に資本家のものとなる。従って資本のもとで行われる労働過程においては、「生産物は資本家の所有物であって、直接的生産者たる労働者の所有物ではない」⁽¹³⁾。資本家の使用価値である労働の成果が資本家の所有となるのは、商品交換の原則である。

労働力商品交換の第一の過程においては、商品交換契約だけでは交換は完了していないのであるが、労働力の販売と購買だけの関係をみるかぎり、「自由」,「平等」,「ペンタム」の世界である⁽¹⁴⁾。ところが、かかる流通部面の外で行われる隠れた生産の場である第二の過程で具体的にあらわれる資本家と労働者の支配,被支配の関係という現象形態は、自由,平等な対等の人格主体と矛盾しないのであろうか。自由,平等は単なる外観であり、第二の過程における具体的現象形態こそが「本質」的なものであるのか。両過程における関係が矛盾のないものとして把握されうるとしたら、それを可能にするものは何であるのか。資本家と労働者との商品交換関係たる労働市場における自由,平等と、生産過程における支配,従属との一見矛盾すかの如き両過程を矛盾なく統一させるものとしての役割を担って登場するのは、かかる両過程を媒介する「契約」である。

それでは、「契約」とはいかなる内容と役割を担ったものとして登場するのか、この点を契約の一般性と労働力「商品」交換契約の特殊性との関連に

おいてみておこう。このことの考察は、労働契約の法的把握にとって欠かすことのできない問題であり、かつ前提でもある。

註

- (1) 村串仁三郎「賃労働原論」36頁。
- (2) 村串「賃労働理論の根本問題」25頁。
- (3) Das Kapital, I, s. 183. (青) 317-318頁。(岩) 219頁。
- (4) (5) Das Kapital, I, s. 188. (青) 324頁, (岩) 225頁。
- (6) 村串「賃労働原論」53頁。
- (7) Das Kapital, I, s. 188. (青) 324頁, (岩) 225頁。
- (8) Das Kapital, I, s. 609. (青) 909頁, (岩) 732頁。
- (9) Das Kapital, I, s. 189. (青) 327頁, (岩) 228頁。
- (10) Das Kapital, I, s. 199. (青) 340頁, (岩) 240頁。
- (11) Das Kapital, I, s. 188. (青) 341頁, (岩) 240頁。
- (12) Das Kapital, I, s. 189. (青) 327頁, (岩) 228頁。
- (13) Das Kapital, I, s. 610. (青) 910頁, (岩) 732-733頁。
- (14) Das Kapital, I, ss. 189-190. (青) 327-328頁, (岩) 228頁。

(四) 労働力商品交換と契約

資本主義的生産関係は、商品交換によって媒介されるが、それは労働力が商品化した社会においてはじめて可能になったものである。生産手段の「非所有者」たる労働者も労働力商品「所有者」としてあらわれることによって、すべての社会関係が貨幣を媒介とする商品交換の関係として現象する。商品交換という社会過程は、商品の「私的所有」を前提とするということにおいて、「私的所有」関係は、商品交換の基礎・起点であるが、商品交換の関係そのものではない。「商品」は、資本主義社会における「私的所有」の経済的実体の換の論理的前提であり、交換は商品の動的な側面」である⁽¹⁾。

商品交換の「動的側面」は、「契約」としての独自の規定を与えられ、その契約を媒介として交換は実現される。商品交換の実現を媒介するものとして、同時に商品交換そのものを成り立たせるところの「契約」とはどのような意義をもつのであろうか。一般に商品交換契約により商品が所有者の手を離れ、現実的に購買者の手に移った後は、商品所有者は、自己の物となった商品を自由に処分することができる。労働力も商品としての規定を受ける以上、かかる一般商品と同様に、買い手たる資本家のものとして購買者の自由に処分できるものとして存在しなければならない。

労働力商品の使用価値の場合は、たとえ、契約をもとにして、現実的引き渡しが行われて労働者が生産過程（労働過程）に入ったとしても、「その使用価値の実現のためには、終始労働力販売者自身の意識あるいは労働者自身の人格の作用と媒介しなければならない」⁽²⁾。労働力商品の購買者たる資本家にとって、使用価値としての労働力がどのようにして実現されるかは重大な関心事であるとともに、労働者自身にとっても、自己の主体と切り離せない労働力の使用、その時間的制限は、重大な関心事である。労働力商品の使用価値の実現に対する購買者の関心を、労働力商品販売者の私的所有者としての自由な人格を否定することによって貫くことは、「強制労働」に通じるものであり、近代社会においては許されない。逆に、労働力の私的所有者としての自由な人格の保障を、労働力商品の使用価値実現に対する労働力商品購買者（資本家）の関心を否定することにより貫くことは、資本主義社会の存立の否定に通じるものである⁽³⁾。

それでは、労働力商品の使用価値実現に対する購買者の関心と、販売者の私的所有者としての自由な人格との両者の共存を可能にする社会的形態はいかにして可能であるのか。

労働力を商品として売買するという経済的關係が、平等な人格者間の關係としてあり続けるための限界は、労働力商品所有者が、自己の労働力をその購買者に「常にただ一時的にのみ・一定の期限つきでのみ・自由にさせ、消費させ、かくして労働力を譲渡することによっては労働力に対する自分の所

有権を放棄しないという、そのりにおいてのみである」⁽⁴⁾。かかる限界は、「法律上平等な人格」(juristischleiche person)として労働者がありつづけるための基本的な条件である。

一般の商品交換の場合に、売買契約によりすでに売り渡したものに対して「自分の所有権を放棄しない」ということになれば、そこには交換は成立しなことは言うまでもない。それが商品交換の原則である⁽⁵⁾。ところが、労働力商品交換というものが、労働力商品の特殊性そのものともいえる商品所有者の身体と切り離せない商品の交換であるところから、切り離せないものを切り離しうるためには、自己の「労働力に対する自分の所有権」すなわち「自由な所有者」という規定を与えられなければならない。労働力の自由な所有者とは、それ自身が商品である奴隷とは区別された近代社会における労働者の人格性を保持させるてまの基本的条件である。

労働が多岐的概念として未分化であるかぎり、労働を商品と解することは、ただちに労働者を商品と見なすこととなり、それが売買されることは近代社会における労働者の人格的独立と自由とに矛盾し、人間たる労働者の人格性に対する冒瀆である、という批判が生じるのは当然のことでもある⁽⁶⁾。労働力が商品としての規定を与えられ、労働者が自己の労働力の自由な所有者としての性格を与えられるのは、そこに一定の思想的契機を媒介とした近代市民社会の所産であり、その限りでは、前近代社会に対比しうる進歩であった。

労働力商品の所有主体としての労働者の「人格性」は、所有の対象とはなりえず、契約によって譲渡しえないものである。しかし、労働者の身体と切り離せない商品たる労働力は、所有主体の人格性とは不可分離であるとはいえ、そこに一定の時間的限定を付した使用权の譲渡は可能である。一定の時間的限定を与えられることにより、人間的活動の可能性は譲渡できるものとなり、かかる限定により対象との間に「外的関係」を設定するからである⁽⁷⁾。労働力は商品化されることにより、譲渡可能な「外的関係」を与えられたものとして契約の対象となることになる。

労働力商品を購入するということは、「労働力の価値・またはこれと匹敵

する価格を支払って、その代わりに生きた労働力そのものの処分権を受け取る」⁽⁸⁾ ということである。労働力商品の販売者たる労働者は、労働力の処分権と引き替えに「賃金」を受け取る。このような労働力販売過程は労働市場での商品交換過程であり、その限りで、一般の商品市場と異なるものではなく、商品交換契約として実現される。

商品交換の一般的原則に従うかぎり、契約によって買い入れた商品は自分が自由に使用、処分できるものであるにもかかわらず、労働力商品の場合、依然としてその商品の販売者たる主体が不可分離に存在する。交換契約の締結によっては、交換そのものは実現せず、その後の労働過程において実現するものであるところに、労働力商品交換の特殊性があることはすでにみた。

労働力商品の交換が行われる「労働市場」においては、商品交換は自由、平等な人格者たる交換当事者の共有な意思関係をもとにした契約を媒介として行われる。ところが、労働市場における商品交換を媒介とする契約は、やがて労働過程において現実化する支配、従属の関係を潜ませたものとして、その内容を与えられることになる。すなわち、生産過程における人と人との関係がすでに所与の内容となったものとして労働市場での交換契約は規定され、成立するのである。ここに労働契約の特殊性があるといえよう。それは、労働市場すなわち特殊な商品交換市場における交換契約が、商品交換という平面におけるかぎり、他の一般の商品交換とは何ら異ならないものでありながら、そこにおける契約は、労働過程における人と人との関係をも含むものとしての内容を与えられているということである。労働過程における資本家と労働者の支配、服従という関係は、労働市場において成立した自由な契約の「内容」そのものである⁽⁹⁾。

労働過程における不自由な意思＝支配・服従の関係は、自由な意思によって合意した契約そのものの内容である限り、それは決して矛盾するものではない。労働契約とは、自由な意志主体が経済的必然性にそって⁽¹⁰⁾、自由意志により、自己の自由を時間的に売却することを可能にするものなのである。

かくして、資本主義生産社会の存立にとって、絶対的に必要な他人の労働

力商品を合法的に購買する規範関係として労働契約はその内容を与えられることになる。それは、生産手段所有者と労働力商品所有者との「私的所有」関係が、資本主義社会のすべての経済活動（資本の運動）の基礎・起点として存在することから、かかる経済社会の運動を媒介し、支えるものとしての決定的意義をもつところの、本源的な「契約」関係であるといえよう⁽¹¹⁾。

.....

註

(1) 川島武宣「所有権法の理論」25-26頁、川村泰啓「商品交換法の体系Ⅰ」11頁。

(2) 荒又「賃労働の理論」24頁。

(3) 荒又前掲書25頁。

(4) Das Kapital, I. s.182. (青) 316頁, (岩) 217頁。

(5) 梅本・前掲「思想」553号40頁。

(6) 隅谷「労働経済論」17頁。

(7) G. W. F. Hegel, Werke 7. Dechtphilosophic, Shurkamp Verlag, 1970, ss.66-67.邦訳「法の哲学」藤野渉訳。

(8) Das Kapital, I. s.556. (青) 837頁, (岩) 667頁。

(9) 梯明秀「労働市場における法的人格(上)」立命館法学 11号39頁。

(10) 三宅正男「就業規則」法律学体系58頁。

(11) 川島「所有権法の理論」46頁、川村「商品交換法の体系」13頁。

.....